

令和7年第2回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第10号	米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出について	
追加 2	発議第11号	国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出について	
追加 3	発議第12号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	

発議第10号

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月11日提出

提出者	南幌町議会議員	佐藤	妙子
賛成者	〃	家塚	雅人
	〃	石川	康弘

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

全国のスーパー等での米の販売価格は前年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復したこと、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したとされています。

そのような状況の中、政府は本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定しました。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表しています。

しかしながら、米の価格上昇は続き、いまだ過去最高値圏で推移しています。

よって、政府においては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、これまで進めてきた減反政策や生産者への支援内容などを改め、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講ずるよう要望します。

記

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
- 2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各生産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、生産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、農林水産大臣 各宛

発議第11号

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月11日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康 弘

賛成者 " 家塚 雅 人

 " 細川 美喜男

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書

近年の農業情勢では、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失・農業生産の減少が進むなど食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化のほか、円安なども相まって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりが続いています。このため、農業者は厳しい経営状況から、食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にあります。

そうした中、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではありません。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指して協議が進められていますが、米国側からは米の市場開放やジャガイモ・牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしています。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていましたが、米中両国が追加関税の引き下げなどの暫定措置を発表するなど、米国関税措置は混迷を深めています。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな基本計画を本年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることは、さらに国内農業の生産基盤の脆弱化を招くことが危惧されます。

つきましては、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう、下記事項を要望します。

記

- 1 WTO協定等の違反である日米関税交渉において、自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大・関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。
- 2 新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣 各宛

発議第12号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月11日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康 弘

賛成者 " 家 塚 雅 人

 " 細 川 美喜男

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 各宛

